

(平成22年2月3日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認島根地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和46年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月30日から同年10月1日まで  
社会保険事務所の記録では、A事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和46年9月30日となっているが、私は同日まで勤務したので、喪失日の記録を同年10月1日に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録、申立人の同僚の証言及び厚生年金保険被保険者記録により、申立人はA事業所に昭和46年9月30日まで勤務していたことが確認できる。

また、元同僚は、「月末まで勤務していれば、その月の保険料を控除されていたはずである。」と証言している上、オンライン記録によると、A事業所において申立期間当時勤務していた者で月の末日が喪失日となっている者は確認できず、1日付喪失の者が多数見受けられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者原票の昭和46年8月の記録から7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を46年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年9月30日と誤

って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から59年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月から59年6月まで

申立期間の国民年金保険料については、私の父親がA金融機関の窓口等で納付してくれていたと思うので、納付の事実を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親は病気で証言を得ることができないことから、申立人の申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、申立人の父親がB市区町村内又はC市区町村内にある金融機関の窓口で申立人の国民年金保険料を納付したと供述しているが、申立人の父親は、申立期間当時、申立人及び申立人の母親と一緒に、D市区町村内又はE市区町村内で居住しており、あえてB市区町村又はC市区町村で申立人の国民年金保険料を納付したとは考え難い。

さらに、オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年2月25日以降に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の申立期間当時の住所地であるD市区町村及びE市区町村は、申立人が国民年金に加入していたこと、及び国民年金保険料を納付していたことを示す記録は無いとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 2 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 2 月から平成元年 3 月まで

昭和 62 年 2 月に勤務先を退職し、A 市区町村で国民健康保険への加入手続を行った際、職員から「国民健康保険と国民年金はセットになっている。」と聞き、また、後日、同市区町村から国民年金への加入を勧奨する文書が郵送されてきたことから、同年 4 月に国民年金への加入手続を行った。

加入手続後、しばらくの間は国民年金保険料を納付していなかったが、昭和 63 年 3 月ごろになって保険料を納付できる経済的な余裕が出てきたことから、62 年 2 月から 63 年 3 月までの夫婦二人分の保険料 10 数万円を A 市区町村の窓口で現金で一括納付した。また、同年 4 月から平成元年 3 月までの保険料については、納付組織である B 町内会か C 金融機関で納付した。

申立期間について国民年金保険料の納付記録が無いことには納得できないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は平成元年 11 月 1 日以降に払い出されていることが確認できるところ、A 市区町村が独自に構築している国民年金オンラインシステムによると、申立人は、平成元年 11 月 30 日に届出をして新規に国民年金被保険者資格を取得しており、その届出を行うまで、申立人は国民年金の被保険者ではなかったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の妻の保険料と一緒に納付したと供述しているが、オンライン記録によると、その妻も申立期間の国民年金保険料は未納となっている。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 2 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料の納付について、「昭和 63 年 3 月ごろ、夫婦二人分の保険料 10 数万円を A 市区町村の窓口で現金で一括納付した。」と供述しているが、当該期間の実際の保険料額を試算すると、申立人夫婦合計で 20 万 6,000 円となり、申立内容と齟齬がみられる上、63 年 3 月時点では、62 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料は過年度扱いとなり、A 市区町村の窓口で納付することはできず、同市区町村も同様に説明している。

なお、A 市区町村の国民年金オンラインシステムによると、申立人は、申立期間後の平成元年 4 月から同年 11 月までの申立人とその妻二人分の国民年金保険料 12 万 8,000 円を、平成元年 11 月 30 日以降に一括して納付していることが確認できることから、申立人はこの保険料納付と昭和 62 年 2 月から 63 年 3 月までの保険料納付とを誤認している可能性がある。

加えて、申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料の納付について、「納付組織である B 町内会か C 金融機関で納付した。」と供述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点（同年 11 月 1 日以降）では、当該期間の国民年金保険料は過年度扱いとなり、納付組織を通じて納付することはできず、A 市区町村も同様に説明している上、C 金融機関が保管する申立人の入出金記録を昭和 60 年 11 月 2 日から平成 3 年 8 月 19 日までの期間について確認しても、国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 島根厚生年金 事案 344(事案 103 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 11 月 1 日から 40 年 2 月 10 日まで  
申立内容は前回と同様で、新たな資料も無いが、昭和 40 年 2 月に A 市区町村の事業所を退職し、その後、結婚して B 市区町村に移っており、50 年ごろまで A 市区町村に行ったことはない。脱退手当金の請求手続きをしているはずがない。納得できないので、再申立てをする。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、脱退手当金の支給額、裁定年月日及び支給年月日が記載された厚生年金保険脱退手当金支給報告書が保管されている上、申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 1 か月後の昭和 40 年 3 月 26 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえず、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 9 月 24 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、訂正不要の通知を受け取った後の C 社会保険事務所（当時）とのやり取りを記載した文書を提出したが、当該文書では申立期間に係る脱退手当金を受給していないことを示す記載は見当たらず、その他、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。